

○最上川中部水道企業団水道給水条例

昭和四十二年四月一日

条例第五号

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
  - 第二章 給水装置の工事及び費用（第九条―第十五条）
  - 第三章 給水（第十六条―第二十一条）
  - 第四章 料金及び手数料（第二十二条―第三十一条）
  - 第五章 管理（第三十二条―第三十九条）
  - 第六章 給水の特例（第四十条）
  - 第七章 貯水槽水道（第四十一条・第四十二条）
  - 第八章 水道の布設工事及び管理（第四十三条―第四十五条）
  - 第九章 雑則（第四十六条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）その他別に法令に定めがあるもののほか、水道事業の給水についての給水装置工事及び費用負担、料金その他供給条件並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第二条 給水区域は、別表第一のとおりとする。

2 配水管の布設をしていないところ、又は工事に支障があると認めるときは、給水をしないことがある。

（用語の定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 二 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造及び撤去又は修繕等のための工事をいう。
- 三 「工事費」とは、給水装置工事の費用をいう。

(給水装置の種類)

第四条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- 一 専用線 一世帯または一か所で占用するものもしくは同一家屋内に居住する二世帯以上で連合使用するもの
- 二 私設消火栓 消防の用に使用するもの

(給水装置所有者の代理人)

第五条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)で、この区域に住所を有しないもの又は企業長が必要と認めたものは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、この区域に住所を有する者のうちから代理人を選定し、企業長に届け出なければならない。代理人に異動があったときも同様とする。

第六条 削除

(家族等の行為に対する責任)

第七条 給水装置の使用者(以下「使用者」という。)は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置の管理)

第八条 所有者又は使用者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、水質又は給水装置に異常があると認めるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 前項の修繕に要した費用は、所有者又は使用者の負担とする。ただし、企業長において特別の事情があると認めた場合は、この費用を徴収しないことができる。

3 所有者または使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 給水装置を、器物又は施設と連絡して使用することにより、水道水を汚染させないこと。
- 二 水道メーター(以下「メーター」という。)の点検、検査又は修繕の障害となる建築物工作物若しくは物件を設置しないこと。

三 みだりにメーター、止水栓等を操作しないこと。

4 第一項の管理義務を怠ったために生じた損害は、所有者又は使用者の責任とする。

## 第二章 給水装置の工事及び費用

### (工事の申し込み)

第九条 給水装置工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ企業長に申し込みその承認を受けなければならない。ただし、法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更及び修繕工事については、この限りでない。

2 企業長は、前項の申込みがあつた場合において必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

### (工事の施行)

第十条 工事の設計及び施行は、企業長又は企業長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）がこれを行う。

2 指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の検査を受けなければならない。ただし、前条第一項ただし書については、この限りでない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項は、企業長が定める。

### (給水管及び給水用具の指定)

第十一条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第一項の規定による指定の権限は、法第十六条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたと解釈してはならない。

### (加入金)

第十二条 給水装置の新設又はメーター口径を増加する改造の工事の承認を受けた者は、次条に定める工事費のほか、企業長の指定する期日

までに加入金を納入しなければならない。

2 加入金は、別表第二に定める額に消費税法（昭和六十二年法律第八号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を加えた金額とする。

3 納入した加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中における設計変更により生じた差額については、この限りでない。

（工事費の算出方法）

第十三条 企業長が、施行する工事の工事費は、次の合計額とし、工事申込者の負担とする。

- 一 材料費
- 二 運搬費
- 三 労力費
- 四 道路復旧費
- 五 工事監督費
- 六 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前二項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、企業長が定める。

（工事費の納入）

第十四条 前条の工事費は、企業長の指定する期日までに納入しなければならない。

（給水装置の変更）

第十五条 企業長は、配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有権者の同意がなくとも施行することができるものとする。

第三章 給水

（給水の原則）

第十六条 給水は、非常災害、水道施設の工事及び故障、異常、濁水、停電その他公益上やむを得ない事情又は法令並びにこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止しないものとする。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため所有者又は使用者に損害を生ずることがあっても、企業長は、その責めを負わないものとする。  
(計量)

第十七条 給水量は、メーターにより計算する。ただし、企業長が認めたときは、この限りでない。

(メーターの設置)

第十八条 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。

2 メーターは、所有者又は使用者に保管させるものとする。

3 メーターの保管者が、その責めに帰すべき理由により、メーターを亡失し、又は毀損したときは、企業長は、その損害額を弁償させることができる。

(届出)

第十九条 所有者又は使用者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに企業長に届け出なければならない。

一 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするとき。

二 所有者又は使用者に異動があったとき。

(私設消火栓の使用)

第二十条 私設消火栓は、消火又は消防演習の場合のほかは、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習のため使用する者は、企業長に立会いを求めなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第二十一条 給水装置の機能又は水質について、所有者又は使用者から検査の請求があったときは、企業長がこれを行い、検査の結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において、特別の費用を必要とするときは、その費用を徴収する。

#### 第四章 料金及び手数料

(料金の納付義務者)

第二十二条 水道料金は、使用者から徴収する。ただし、第五条の規定により選定された代理人から徴収することができる。

(料金)

第二十三条 料金は、別表第三に定める基本料金と従量料金との合計額に消費税相当額を加えた金額とする。この場合において、十円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(料金算定の基準)

第二十四条 料金は、毎月定例日にメーターの点検を行い、その日に属する月分として算定する。

2 企業長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、隔月定例日に使用水量をまとめて計量し、その料金を算定することができる。

3 企業長は、必要があると認めるときは、前二項の定例日を変更することができる。

(給水量の認定)

第二十五条 次の各号の一に該当する場合における給水量の認定は、企業長が行う。

- 一 メーターに異常があったとき。
- 二 メーターが設置されていないとき。
- 三 積雪その他の理由にてメーター検針が困難と認めるとき。
- 四 漏水その他の理由により給水量が不明なとき。

(中止時の料金)

第二十六条 水道の中止している月は、基本料金を徴収する。

(料金の前納)

第二十七条 臨時給水その他工用等のために臨時栓により給水を受けようとする者については、企業長は、使用予定水量に相当する料金概算額を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用中止の届出があったときに精算するものとする。ただし、届け出がない場合であっても企業長において使用を中止し

たと認めたときは、これを精算することができる。

(特別使用の認定)

第二十八条 第三者が、事故その他やむを得ない事由により、水道を使用し、又は漏水したときの水量及び料金は、企業長が認定する。

(料金の納期及び徴収方法)

第二十九条 料金の納期は、毎月末日とする。ただし、第二十四条第二項の規定による場合には二箇月分をまとめて徴収する。

2 企業長は、特別の理由があると認めたときは、前項の納期を変更することができる。

3 料金は、納額告知の方法により徴収する。

(手数料)

第三十条 手数料は、次の各号の区分により申込みの際これを徴収する。

一 給水装置工事検査手数料(指定給水装置工事業者が工事を行うとき徴収する。) 一工事につき 四千元

二 私設消火栓立会手数料 一基につき一回千円とし、日曜、祭日及び時間外の場合は、その五割増とする。

三 閉開栓手数料(給水の開始、中止又は廃止するとき) 閉開各一回につき五百円に消費税相当額を加えた金額とする。

四 登録手数料 指定給水装置工事業者 一件につき 一万円

五 更新手数料 指定給水装置工事業者 一件につき 一万円

六 各種証明手数料 一件につき 三百円

(料金手数料等の減免)

第三十一条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料、その他の費用を減免することができる。

第五章 管理

(随時検査)

第三十二条 企業長は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を点検し、適切な措置を命じ、又は自ら措置することができる。

2 前項の措置に要する費用は、所有者又は使用者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第三十三条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第六条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第三十四条 企業長は、納入すべき料金、手数料及び工事費を納入期限までに納入しないものについては、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

（給水管の切断）

第三十五条 企業長は、次の各号の一に該当し、管理上必要があると認めた場合は、給水管を切断することができる。

一 所有者の所在が三箇月以上不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。

二 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（督促及び督促手数料）

第三十六条 料金、手数料その他の収入を納期限までに納入しない場合においては、企業長は督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納入の期限は、その発行の日から十五日以内とする。

3 第一項の規定により督促状を発した場合の手数料については、督促状一通について百円の手数料を徴収する。

（延滞金）

第三十七条 料金、手数料その他の収入を納期後に納入する場合には、当該納入金額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年十四・六パーセント（督促状を発する前の期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納入しなければならない。ただし、延滞金の額が十円未満である場合は、この限りでない。

（過料）

第三十八条 企業長は、次の各号の一に該当する者に対しては、五万円以下の過料を科することができる。

- 一 企業長の承認を受けずに工事をしたとき。
- 二 給水装置等の検査その他係員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- 三 給水を濫用しこれを分与又は用途外に使用したとき。
- 四 みだりに消火栓、仕切弁等を操作したとき。
- 五 メーターの作用を妨害したとき。
- 六 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設を連絡して使用する等警告を発してもなおこれを改めないとき。
- 七 無届けにて私設消火栓を使用したとき、再度の警告を発してもなお改めないときは、給水を停止することができる。
- 八 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。

(料金を免れた者に対する過料)

第三十八条の二 企業長は、詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

### 第三十九条 削除

### 第六章 給水の特例

(配水管布設費用の負担)

第四十条 企業長は、配水管を布設していない地域において次の各号の一に該当する者から給水の申込みがあり、かつ、その者が必要とする給水量に対応する口径の配水管の布設に要する費用に相当する額（以下「費用相当額」という。）を負担するときは、配水管を布設し給水することができる。

- 一 団地の造成
- 二 工場及び事務所の建設
- 三 アパート、宿舍及び寮の建設
- 四 学校、病院及び市場の建設
- 五 その他前各号に類するもの

2 費用相当額は、企業長の指定する期日までに納入しなければならない。

## 第七章 貯水槽水道

### (企業長の責務)

第四十一条 企業長は、貯水槽水道（法第十四条第二項第五号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要と認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

### (設置者の責務)

第四十二条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第三条第七項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第三十四条の二に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業長が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第八章 水道の布設工事及び管理

### (布設工事監督者を配置する工事)

第四十三条 法第十二条第一項に規定する条例で定める水道の布設工事は、水道施設（法第三条第八項に規定する水道施設をいう。以下同じ。）の新設の工事又は企業長が別に定める水道施設の増設若しくは改造の工事とする。

### (布設工事監督者の資格)

第四十四条 法第十二条第二項に規定する条例で定める資格は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。

以下「大学」という。）の土木工学科において衛生工学に関する学科目を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の企業長が別に定める者であることとする。

### (水道技術管理者の資格)

第四十五条 法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、大学において工学（土木工学を除く。）に関する学科目を修めて卒業した後、四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の企業長が別に定める者であることとする。

## 第九章 雑則

### (委任)

第四十六条 この条例の施行について必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年条例第一二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年条例第五号）

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年条例第七号）

この条例は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四四年条例第一号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の前日までの申込みを受理した給水装置の新設及びメーター口径を増加する改造の工事に係る分岐負担金の額については、改正後の条例第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の条例第二十四条及び第二十五条の規定は、昭和四十四年五月分の料金から適用し、同年四月分の料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四五年条例第一号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第二水道料金は、昭和四十五年五月分の水道料金から適用し、同年四月分の料金については、従前の例による。なお同表中特別限定単位当たり料金の年度ごとの適用についてもこの例による。

附 則（昭和四五年条例第八号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この表は、特別給水事業開始の日から適用する。

附 則（昭和四六年条例第六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第五号）

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四八年条例第三号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第二水道料金は、昭和四十八年五月分の水道料金から適用し、同年四月分の料金については、従前の例による。

附 則（昭和五〇年条例第一号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第二水道料金は、昭和五十年五月分の水道料金から適用し、同年四月分の料金については、従前の例による。

附 則（昭和五一年条例第一号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例別表第二水道料金は、昭和五十一年五月分の水道料金から適用し、同年四月分の料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五二年条例第二号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第二水道料金は、昭和五十二年五月分の水道料金から適用し、同年四月分の料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年条例第一号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第二水道料金は、昭和五十三年五月分の水道料金から適用し、同年四月分の料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年条例第一号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに申込みが受理された給水装置の新設及びメーター口径を増加する改造工事のうち、昭和五十五年九月三十日まで完成した工事に係る分岐負担金の額については、改正後の最上川中部水道企業団水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第二水道料金は、昭和五十五年五月分の水道料金から適用し、同年四月分の料金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年条例第二号）

（施行期日等）

1 この条例は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、昭和五十七年五月三十一日までに申込みが受理された給水装置の新設のうち、昭和五十七年十一月三十日まで完成した工事に係る分岐負担金の額については、改正後の最上川中部水道企業団水道給水条例（以下「改正後の条例」という。）第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 改正後の条例別表第二水道料金は、昭和五十七年六月分の水道料金から適用し、同年五月分の料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年条例第一号）

（施行期日等）

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、昭和六十年三月三十一日までに申込みが受理された給水装置の新設のうち、昭和六十年十月三十一日まで完成した工事に係る分岐負担金の額については、改正後の最上川中部水道企業団水道給水条例（以下「改正後の条例」という。）第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 改正後の条例別表第二水道料金は、昭和六十年五月分の水道料金から適用し、同年四月分の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の最上川中部水道企業団水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月三十日後である水道の使用にあつては、当該確定されたものうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日という。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月三十日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に  
対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

附 則（平成四年条例第四号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成四年三月三十一日までに申込みが受理された給水装置工事の手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成五年条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年条例第一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の最上川中部水道企業団水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月三十日後である水道の使用にあつては、当該確定されたものうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月三十日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に  
対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

附 則（平成一〇年条例第一号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第一号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年条例第一号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第一号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第三号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前から継続している水道の使用で、施行日前の最後にメーターの検針を行った日の翌日から施行日以後の最後にメーターの検針を行う日までの期間における使用に係る料金の額については、この条例による改正後の最上川中部水道企業団水道給水条例第二十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成三一年条例第一号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第二号）

1 この条例は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三十条の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の

例による。

附 則（令和二年条例第二号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

### 給水区域

(1) 中山町の区域

大字長崎（最上川及び須川の川向地区を除く。）、大字達磨寺、大字向新田、大字小塩、大字岡、大字土橋の一部、大字柳沢の一部、大字金沢の一部を除く全域、いずみ、あおば

(2) 山辺町の区域

大字山辺、大字三河尻、大字大寺、大字北垣、大字根際、大字要害、大字大塚、宮の前、緑ヶ丘、近江、大字杉下字小鶴沢

(3) 山形市の区域

大字上反田、大字下反田、大字古館、大字常明寺、大字芳沢、大字村木沢（字上平、字大谷地及び字向川原の一部を除く。）、大字若木、大字門伝字山王、東古館、藤沢川、桜ヶ丘、飯塚町の一部

別表第2（第12条関係）

メーターの口径	金額
20 ミリメートルまで	65,000 円
25 ミリメートル	100,000
30     "	140,000
40     "	240,000
50     "	350,000
75     "	780,000
100    "	1,300,000
150    "	2,800,000
備           考	<p>(1) メーター口径を増加する工事の場合にあつては、新口径に係る加入金と、旧口径に係る額の差額とする。</p> <p>(2) メーター口径 150 ミリメートルを超えるものにあつては、企業長が別に定める額とする。</p>

**別表第3**（第23条関係）

1 一般給水

イ 基本料金（設置メーター1個につき1箇月）

メーターの口径別	金額
13 ミリメートル	480 円
20 "	1,300
25 "	2,100
30 "	5,300
40 "	6,500
50 "	9,700
75 "	23,900
100 "	40,700
150 "	88,600

ロ 従量料金（設置メーター1個につき1箇月）

区分	金額
使用水量 10 立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき	160 円
使用水量 10 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき	220
消火栓（演習用） 1 栓 10 分間につき	2,500

2 特別給水

区分	金額	備考
基本料金	一般給水と同じ	山辺地区は、使用水量に 0.7 を乗じて得た水量を特別給水量とする。
従量料金	1 立方メートルにつき 140 円	

備考 メーター口径 150 ミリメートルを超える基本料金については、企業長が別に定める。